

いま求められるマネー・ローンダリング およびテロ資金供与対策(下)

証券業界編

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

証券検査企画管理官

眞下 利春

専門検査官

藤原 利樹

専門検査官

伊藤 康太

証券業界のマネロン／テロ資金供与

証券業界では、新しく多様な商品・サービスが継続的に創出されており、その中には、複雑なスキーム、複数の国・地域にまたがって行われる取引も少なくない。金融商品取引においては、資金の移転手段が送金のように明確でなく、財産的価値が金銭から金融資産などに姿を変え、さまざまな形態の取引と多層に及ぶ法人などを介したスキームの中で不透明なかたちで移転することも多い。また、金融商品取引におけるマネー・ローンダリング／およびテロ資金供与（以下、ML／FT）については、金

融商品取引が資金の出所を不透明にする手段としてだけでなく、犯罪収益を生成する手段としても用いられる場合がある。

例えば、多層的なスキームの金融商品取引を通じて投資詐欺が行われるときは、犯罪収益の生成とその出所を不透明にすることが並行して行われる。金融商品取引を利用してML／FTを企図する者は、金融商品取引業者が取り扱うさまざまな商品・サービスへの投資などを通じて、犯罪収益を生み出し、資金の出所を不透明にして犯罪収益の追跡を困難にし、合法資産に統合しようとする。こうした中で、仮にML／FTを企図する者に対し、金融商品取引業者はML／FTに寛容であるとの認識を与

えることになれば、十分な対策を行えない業者が標的とされるおそれがある。

金融庁は、金融システムの重要な一翼を担う金融商品取引業者に対しても、ガイドラインを通じ、ML／FT対策をすでに求めてきたが、金融商品取引業者においては、同業者固有の取引の特性・顧客の属性などに関する深度ある理解に基づいた実効的な対策が求められる。

金融商品取引業者は、金融市場のゲートキーパーとして、ML／FTを企図する者が金融市場に参入することを阻止すべく、顧客などに係る情報を顧客受入れ時に適切に確認することが求められている。また、金融市場のゲートキーパーとしての役割は、

求められるマネロン対策(下)

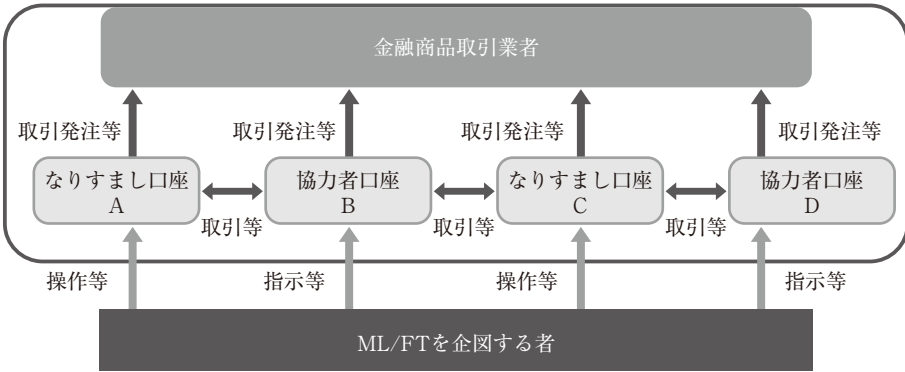
金融市場にすでに参入している者に対しても及ぶものであるから、顧客受入れ後も継続的なモニタリングを行ってML/FTを企図する者を洗い出し、金融商品取引が悪用されるのを阻止することが求められる。

証券業界においては、その取引が複雑であることなどから、ML/FTリスクがどのようなかたちで顕在化するのか、AML/CFITの不備がいかなる弊害につながるのかなどが見えにくいところがある。参考として金融商品取引が悪用される事例の基本構図の一部を簡単に紹介する。

図表1は、ML/FTを企図する者が、A/Dの各口座を通じて市場における金融商品取引を利用するケースである。A/Dは、なりすまし口座であることもある。図表1の事例において、ML/FTを企図する者は、複数の口座を利用して相場操縦等の不正取引を行ったり、犯罪収益で金融資産を購入したうえでA/Dの各口座との間で取引を繰り返して、資金の出所をわかりにくくしたりする。また、例えば、なりすまし口座Aを操作して、協力者口座Bにある金融資産を意図的に高値で買い取るといった方法で、A/Dの各口座間で財産的価値の移転を図るケースも考えられる。

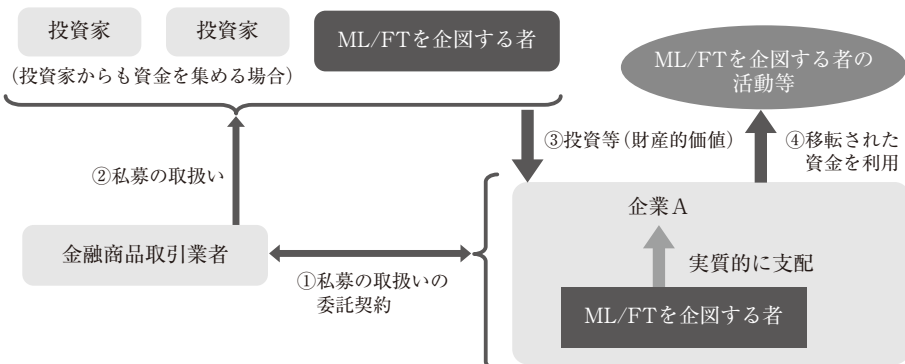
図表2は、ML/FTを企図する者が、実質的に支配する企業Aに有価証券を発行させ、これを取得するかたちで、犯罪収益

〔図表1〕 金融商品取引が悪用される事例1
「市場における金融商品取引を利用する場合」
〈弊害=①犯罪収益の生成および②移転〉



を実質的に移転するものである。元々は通常の企業であったものが、いつの間にかML/FTを企図する者に乗っ取られ、図表

〔図表2〕 金融商品取引が悪用される事例2
「資金調達を装う場合」
〈弊害=①犯罪収益の移転および②投資家からML/FTを企図する者への資金移転〉



2のように利用されるケースもあるため、注意が必要である。特に企業Aが、ML/FT対策(以下、AML/CFIT)に非協

力的な国・地域に存在するような場合には、企業Aの実情把握および追跡はより困難になろう。ML/FTを企図する者が、企業Aの有価証券を取得した後、これを第三者に売却することもある。

また、ML/FTを企図し、企業Aを實質支配する者が、自らの犯罪収益を企業Aに移転するだけでなく、一般投資家からも資金を集めようと企み、企業Aを通じて、金融商品取引業者に対し、自らだけでなく一般投資家をも対象とした私募の取扱いなどを行わせるケースも考えられる。

リスクベース・アプローチの実践

金融商品取引業者においても、基本的な取組みとして、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性などのリスクを包括的かつ具体的に検証したうえで、これを踏まえた実効的なリスクの低減措置を実施することが求められる。

リスクの特定・評価は、経営陣の積極的な関与のもと、各部門が連携して社内的情報を一元的に集約したうえで、全社的な視点から行う必要がある。部門間の連携が不十分なまま管理部門任せで分析が行われたり、紋切型の形式的な分析が行われたりすることがあれば、実効的なリスク評価は困難となろう。リスク評価の前提となる事実

に齟齬^{そご}がある業者、自社の取引の一部についてのみリスク評価を行い、他の取引についてはリスク評価を行っていない業者、もっぱら管理部門任せで形式的なリスク評価を行っているにすぎない業者なども見受けられるため、評価手法の適切性には注意が必要となる。

リスクベース・アプローチ(RBA)に係る基本的な着眼点として、金融商品取引業者では、例えば、以下のようなものが考えられる(他の業界とも共通する一般的な着眼点については本稿では割愛する)。

・商品・サービス・取引の特性

複雑なスキームで行われる取引、海外への財産的価値の移転を伴う取引、複数の国にまたがって行われる取引、評価者により取引価額に大きな幅が生じうる取引、非対面取引などが行われていることは、その内容・態様・数量などに応じてリスクの加重要因となることがあると考えられる。なお、富裕層を対象としたプライベート・バンキング業務を行う場合は、同業務の特性から、営業員と顧客との関係がより緊密になり、営業員が顧客管理よりも顧客の意向や秘密保持を優先する事態が生じやすいことにも留意すべき場合がある。

取引関係者の確認が不十分な場合、取引関係者が、反社会的勢力などの「ハコ企業」化されていたり、取引関係者である法人などが要注目の居住者に支配されている

たりするといった事態が生じることにも留意する必要がある。

・地理的特性

非居住者または海外法人などが絡む取引などは、一般に、関連する顧客情報の追跡の困難性などから、リスクの加重要因になることがあると考えられるが、地域の特性によってリスクには濃淡があると考えられる。AML/CFITに非協力的な国・地域などのほか、会社の設立が容易で実質的支配者や業務実態が秘匿されやすい国・地域であることなどを勘案したリスク管理を行うことも考えられる。

・その他

取引時確認その他のAML/CFITが他の業者のそれに依存している場合など、自社のリスクが外部からの影響を受けることも考えられる。事業承継や合併等に伴い引き継いだ口座を管理している場合、外部者に取引時確認などの手続きを委託している場合、自らが組成した商品・サービスの販売等を他の業者に委託している場合などが考えられる。また、新たなビジネスモデルや商品・サービスなどの取扱いを始めるにあたって、包括的かつ具体的にリスクを検証し、リスク分析を失念することがない態勢を構築しておくことも重要である。

具体的なリスク低減措置については、自社のリスク評価や疑わしい取引の届出の傾向などを反映した顧客管理、信頼性の高い

データベースやITシステムの構築、(必要に応じてITシステムを利用して行う)実効的な取引モニタリング、疑わしい取引の迅速な届出などが必要となる。特に、取引の複雑化・高速化が進んでいる証券業界においては、ITシステムの導入およびその不連続の検証・見直しが顧客管理および取引モニタリングの実効性に貢献する余地は大きいと考えられる。

証券業界におけるAML/CFTの課題

証券業界においても、さまざまなリスク要因を洗い出したうえで、自社の取引量や取引件数、過去の疑わしい取引の届出といったデータに基づく分析を行い、これに基づいて低減措置を定めている事例は見受けられる。しかし、他方において、当局における個別のモニタリングの中では、AML/CFTに係る内部管理態勢構築が不十分と思われる業者も散見される。例えば、全社的な情報管理や連携等が不十分で、もっぱら管理部門のみが限られた情報を基にリスク評価や低減措置の検討を行っているなど、実効的なRBAが実践されていない事例、疑わしい取引の届出の傾向などが顧客管理に反映されていない事例、顧客受入れ時のスクリーニングが不十分のため、反社会的勢力のような不適切な者を受け入れてしまっている事例などが見受けられる。ま

た、疑わしい取引の発見から届出までの社内手続きの完了に相当の期間を要している事例も見受けられるが、このような場合は社内手続きを含めての見直し・検討が必要となる。

金融商品取引業者においては、データベースの構築やITシステムを通じた顧客管理や取引モニタリングの対応の程度にバラツキがある。また、ITシステムを導入したもののその実効性やITシステム以外の実効的な対応について検証しないまま、自社固有のリスクに対応しない運用を行っている事例なども見受けられるため、注意が必要である。

金融商品取引業者については、商品・サービスや取引が多様で複雑であることからML/FTRリスクも多様で複雑となる。金融商品取引業者は、プロとしての知見を駆使して自社のML/FTRリスクを十分に分析し、「どのような対象について、どのようにモニタリングしていくのか」を十分に検討すべきである。なお、ガイドラインでは、自主規制機関などにも、AML/CFTに関して中心的な役割を果たすことを求めている(注)。

(注) 日本証券業協会が、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の諸規則、「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」「マネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関する

ガイドライン」の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項「マネロン等対応の考え方」などを公表している。これらは、AML/CFTに係る内部管理態勢およびRBA向上の取組みなどにあたって参考になるものと思われる。

(本稿において意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、所属する組織の見解を示すものではない)

ました としはる

AML/CFT業務を含む証券検査課証券モニタリング機能別チームのチーム長。金融庁の関係各部署と連携して業務にあたり、17年7月から現職。

ふじわら とししげ

08年1月よりアンダーソン・毛利・友常法律事務所で弁護士としての勤務を経て、17年9月から現職。検査官として、AML/CFTおよび証券コンプライアンスに係るオンサイト検査ならびに証券検査の指導業務などに従事。

いとう こうた

13年1月より牛島総合法律事務所で弁護士としての勤務を経て、16年10月から現職(18年7月まで金融庁検査局総務課・金融庁監督局銀行第一課課付併任、18年7月から金融庁総合政策局リスク分析総括課・金融庁監督局銀行第一課課付併任)。AML/CFTに係るオンサイト検査、ガイドライン起草およびAML/CFT等を含む証券検査の指導業務などに従事。